

備前市議会議長 守井 秀龍 様

請願者 備前市三石318番
本田 正弘 外69名
紹介議員 松本 仁

請 願 書

1 請願の要旨

備前市選挙管理委員による選挙人（有権者）の個人情報不正に流出したために、地方自治法第100条の特別委員会の設置を求める請願

2 請願の趣旨

備前市選挙管理委員会（以下「選管」という。）は、令和5年6月1日公職選挙法の規定により選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表（告示第19号）を行った。

告示第19号の原本には、よしむら武司後援会・吉村武司、事務所所在地（法人のみ）備前市大内946-10とあり、閲覧年月日が令和4年8月26日から同年11月4日までの16回で、全投票所（第1投票所～第30投票所）となっている。

公職選挙法第28条の2では、政治団体の選挙人名簿の閲覧に関する定めがあり、総務省政令の施行規則には、政治団体の設立届の写し及び閲覧申出書を選管に提出しなければならないとあることから、選管によしむら武司後援会設立届の写し及び申出書の開示請求を行ったところ、後援会設立届の写しは不存在で、申出書は令和4年8月26日の1回分のみであり、15回分は不存在であった。

閲覧申出書から告示第19号の控えがあり、告示第19号が公表されたが、本庁舎、総合支所、出張所の5ヶ所に公表され割印がある。控えと公表された告示第19号には、よしむら武司後援会と備前市大内946-19が削除されており、公文書改ざんの疑いがある。

よしむら武司後援会は、令和3年2月2日に岡山県選挙管理委員会に解散届（令和3年1月3日解散）を提出し、解散届には、代表・吉村武司、会計責任者・吉村武大が署名捺印している。その後も設立届は提出がなく、岡山県下によしむら武司後援会は存在していない団体である。

備前市長の吉村武司は、自らが代表の後援会が解散していることを認識していながら、虚偽の申出書を選管に提出し、事務員と称する者に閲覧させ、USBメモリーに保存させた。

選管職員は、市長に付度したのか、恐れをなして後援会の写しや申出書の提出を求めなかったのか不明であるが、いずれにせよ市長の職にある者が、不正に個人情報を得たのである。特に悪質なのが、閲覧日の10月19日、21日は、市長の妻と知人3名でフランス旅行に出ており、国内不在であったこと。市職員が、選挙人名簿に記載されていた有権者27,793名の住所、氏名、性別、生年月日等の情報は、「個人情報ではありません」との発言があったことも指摘しておく。

3 請願事項

選挙人の個人情報不正流出に関する調査研究のための地方自治法第100条による特別委員会の設置を求める。